「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」に対する
意見公募手続の結果について

令和８年５月１１日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課

「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（案）」について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別添の通り当該案の一部変更を行うこととしております。

１．実施期間等

（１）意見募集期間

令和８年２月２５日（水）～令和８年３月２６日（木）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数等

（１）提出意見数：４件

（２）提出意見の概要及びそれに対する考え方：「３．提出意見の概要及びそれに対する考え方」のとおり

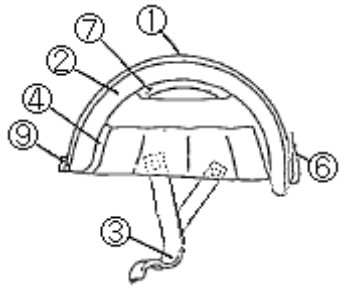
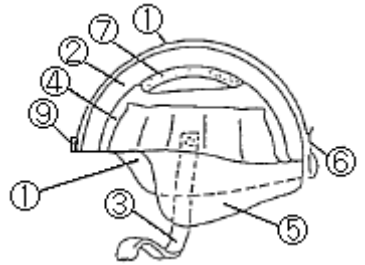
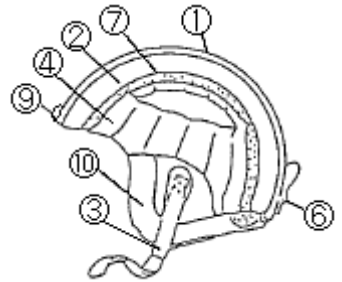
（３）意見募集を実施した際からの変更点：下図の網掛け部分等について技術的な修正を加えております。

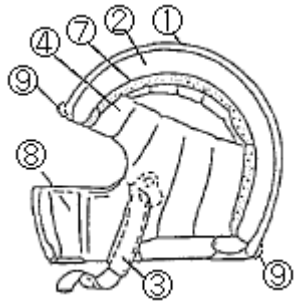
・別表

（傍線部分が改正部分、網掛け部分が新たな修正点）

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
２．乗車用ヘルメット	１　（略） ２（１）　（略） （２）帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０２６）乗車用ヘルメット６．２ｂ）に適合すること。ただし、自動二輪車（総排気量０．１２５リットル以下のもの又は定格出力１．００キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット（以下「原付等用ヘルメット」という。）にあつては、日本産業規格Ｔ８１３３（２０２６）乗車用ヘルメット６．２ａ）に適合すること。 （３）　（略） ３（１）・（２）　（略） （３）左右及び上下の視界が十分とれること。 （４）ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナー及び保持装置を備えていること。 なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。	１　（略） ２（１）　（略） （２）日本産業規格Ｔ８１３３（２０２６）乗車用ヘルメット附属書Ａに規定する手順に従って装着して確認すること。 なお、帽体及び衝撃吸収ライナーに通気用の穴や溝を設けることができるものとする。 （３）　（略） ３（１）・（２）　（略） （３）確認方法は、日本産業規格Ｔ８１３３（２０２６）乗車用ヘルメット７．８に規定する周辺視野試験に以下に記述する項目を考慮した方法と同等以上の方法で行うこと。 イ・ロ　（略） ハ　シールドを有するヘルメットについては、シールド解放角が日本産業規格Ｔ８１３３（２０２６）乗車用ヘルメット５．７に適合するものであることを確認すること。 ニ・ホ　（略） （４）目視及び触感により確認すること。 原付等用ヘルメットに「ひさし」を設ける場合は、帽体と一体のものとすることができる。 原付等用ヘルメット以外のものに「あごガード」を設ける場合は、帽体と一体のものとすることができる。 なお、「一体のもの」とは、帽体と一体成形されたも

	（５）　（略） ４～８　（略） ９（１）　（略） （２）自動二輪車（総排気量０．１２５リットル以下のもの又は定格出力１．００キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車に限り使用するものにあつては、その旨が容易に消えない方法により適切に表示されていること。 （３）安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。	の又はリベット等で強固に取り付けたものをいうが、ひさしに限り、転倒した場合に容易に外れる構造であるか、リベット等で固定されている場合でも容易に変形する材質のものは、「一体のもの」とはしない。 シールドを取り付けてないヘルメットの帽体前端の形状は、ゴーグルの着用を妨げないような構造であること。 保持装置があごひもを含む場合には、１５０プラスマイナス５ニュートンの静荷重の下で少なくとも２０ミリメートルの幅を有しているものとする。 保持装置を開く装置は意識的な操作によってのみ作動するものであること。圧力によって開く装置の場合は、直径１００プラスマイナス３ミリメートルの球面で押しても開かないこと。 試験は、全ての付属品を取り付けた状態で行うものとする。 （５）　（略） ４～８　（略） ９（１）　（略） （２）表示については、次の方法にて行うこと。 イ　「自動二輪車（総排気量０．１２５リットル以下のもの又は定格出力１．００キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車用」 ロ・ハ　（略） （３）「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項が記載されていることが必要である。 イ～ニ　（略） ホ　フリップアップヘルメット（フルフェースであって跳ね上げ式の開閉可能なあごガードを装備したヘルメット）については、あごガードを上げたままで走行するのは危険である旨。 （注）　各部の名称の参考例は、次のとおり。 ①　ハーフ形ヘルメット

		 ②　スリークォーターズ形ヘルメット  ③　オープンフェース形ヘルメット  ④　フルフェース形ヘルメット



番号	名称	番号	名称
①	帽体	⑥	ゴーグル止め
②	衝撃吸収ライナー	⑦	ヘッドクッション
③	あごひも	⑧	あごガード
④	内装クッション	⑨	縁巻き
⑤	耳覆い	⑩	耳クッション

別添

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	乳幼児用ベッドガードおよびベビーカーについて、「主として家庭において」とわざわざ限定する必要性はないように思います。業務用製品が消費生活用製品安全法等で定められている安全基準から外れた設計を取る必要が実務上あるのであれば話は別ですが、業務用製品も家庭用製品と同等以上の安全基準を求められるのであれば、消費生活用製品安全法の趣旨から多少離れたとしても包括的に規制対象としてしまっても良いのではないかと思います。対象から除外することが、かえって何らかの法の抜け穴を生むことにならないか心配です。	御指摘の規定については、消費生活用製品安全法は一般消費者の生命又は身体の危害の防止を図ることを目的としており、事業者に限って販売される業務用製品は対象に含まれないことを明確化する趣旨のものです。ただし、事業者が業務で使用するものであっても、その使用の態様が家庭における場合と同様であるものについては、「主として家庭において使用することを目的として設計したもの」に該当します。
2	（１）ベビーカー（解釈通達１５） 海外と日本では、製品の使用の実態の違いから、問題となるリスクが顕著に異なる製品の一例です。海外の安全基準（ＩＳＯ、ＡＳＴＭ、ＥＮ）のみで運用した場合、以下のように、日本で重視されるリスクに対応できなります。したがって、日本でのニーズを補う必要があります。 （指はさみ防止の範囲） ベビーカーは、日本では、通園、通院などで、一日のうちに何度も折り畳み、展開が行われます。その際に、ベビーカーから降ろしていた子供が、可動部に指を挟み重傷を負う事故が多いことから、ＳＧ基準では、指はさみ防止の範囲は製品全体を対象としています。 他方、欧米の安全基準は、ベビーカーに乗った子どもの手が届く範囲に限定されています。なぜなら、欧米では、ベビーカーは基本的に開きっぱなしで使われ、折りたたまれる頻繁は高くないからです。既に、欧州製ベビーカーの操作時に、子どもが指を挟むという事故が報告されています。日本での使用実態を踏まえ、指はさみ防止を求める範囲は、製品全体を対象とする必要があると考えます。 （電車のドアばさみ防止）	今回の規定については、国内での製品事故の発生状況や海外での規制の状況等、審議会等で議論されてきた子供用特定製品の論点等も総合的に勘案して、技術基準として設定しているものです。御指摘の点については、引き続き、必要に応じ、周知・広報を実施するとともに、今後の事故状況等も踏まえながら、適切に対応してまいります。

	日本は、移動の際に、公共交通機関を使うことが多く、その際、閉まりかかる電車の扉にベビーカーの脚部が挟み込まれるという事故が発生し社会問題化した経緯があります。しかし、電車を使っての移動が一般的ではない欧米においては、このようなリスクは重視されておらず、技術要件には入っていないため、加える必要があると考えます。 （フロントガードをつかんで持ち上げることを想定した強度） 日本では、駅の階段などでフロントガードと後部のハンドルをつかんでベビーカーを運ぶことは日常的な光景です。誤使用ではありますが、子どもを乗せた状態で運ぶことも見かけます。このため、ＳＧ基準では、重要な要件の一つとして、フロントガードに十分な強度を求めています。欧米には、このような運び方が想定されておらず、基準の要件には入っていないため、要件として加える必要があると考えます。 （２）ベッドガード（解釈通達 14） ベッドガードについては、米国の基準（ASTM F2085ー19）で運用するとのことですが、この基準は米国の実情を反映したものであることに留意する必要があります。 米国では、安価なウレタンフォームだけの柔らかいマットレスでベッドガードが使用されることがすくなくなく、それで製品がうまく固定ができずに危険な隙間が生じることが大きなリスクとなります。側壁を高くすればベッドからの転落のリスクは下がりますが、隙間はできやすくなるため、製品の高さを要件に加えていない、つまり、窒息のリスクが優先され転落のリスクが二の次となっているということです。 日本において使われているマットレスは、スプリングが入っているもののようによりしっかりとしたものであると考えられることから、転落のリスクにも十分に配慮して製品の側壁にも一定の要件を求めるべきと考えます。ちなみに、現在、作成中の欧州基準の基礎となっている英国基準では、マットレス上面から 16ｃｍ以上を要求しています。 （３）乳幼児用ベッドの技術基準（解釈通達３） 乳幼児用ベッドは、PSC が最後に改正されてから時が経っており、米欧	

	の安全基準とのギャップがあります。ベビーカー、ベッドガードなど、実際の運用（解釈通達）で欧米の安全基準を参照するのなら、乳幼児用ベッドでもそのような首尾一貫性を持たせることが求められます。早期に基準の見直しを行うべきと考えます。	
3	消安法解釈通達_新旧対照表 【該当箇所】新旧対照表　P2 １特定製品　（１４）「乳幼児用ベッドガード」 【意見内容】 「乳幼児用ベッドガード」とは、乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用される柵その他の器具をいう。このうち規制の対象となるのは、主として家庭において、出生後６０月以内の乳幼児【但し、出生後 18 月未満は使用禁止】のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した柵その他の器具をいう。」 文言案へ、【　】部分を追記してください。 【理由】 働き盛りと乳幼児時期が重なる子育て世代にとって、睡眠時間の確保は喫緊の問題です。狭い住宅環境、専用ベビーベッドの確保が困難、兄弟児の寝相防止などの理由から、使用対象外と言われても添い寝を選ぶしかない家庭もあります。現実的に「専用ベビーベッドを推奨」で解決しない家庭が多いからこそ、「なぜ危険なのか」、生活者にはっきり分かる言葉で伝えることが不可欠です。令和６年３月２２日判例では、「購入後にその危険性を認識した場合であってもその使用の中止に踏み切れる程度に、可能な限り具体的に表示して警告を行うべきであって、そのような警告を欠いた製品については、指示・警告上の欠陥があると認めるのが相当」とあります。ベッドガードが“幼児用”であり、乳児の体格には合わず、命に関わる事故が起きていることを明示してください。 【参考サイト】	今回の改正において、乳幼児用ベッドガードの使用に関して注意を促すための文言として、「出生後十八月未満の乳幼児には使用しない旨」を規定することにより、製造・輸入事業者に出生後十八月未満の乳幼児は使用禁止である旨の警告表示をすることを求めています。また、事業者が出生後十八月未満の乳幼児が使用可能と誤認させるような表示及び広告をしないことを求めています。今後、対象年齢等も含め当該制度について、周知・広報等を適切に行ってまいります。

	ベッドガードに挟まり乳幼児が窒息死した事故につき輸入業者の責任を認めた事例 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/	
4	新旧対照表子供用特定製品の使用に関して注意を促すための文言 （４）乳幼児ベッドガードの広告について 乳幼児ベッドガードについて、出生後 18 月未満の乳幼児の睡眠のために利用するような文書、絵図、写真、動画その他の表示＜中略＞してはならない 意見内容 インターネット通販上では、「乳幼児　ベッドガード」と検索すると、安全性に懸念を覚える商品が無法地帯で販売されています。そもそも規制対象外であるこれらの広告は「乳幼児の安全な睡眠が確保できる」ように作られており、消費者は「危険だと知らないまま買ってしまう」という構造的な弱者になっています。 なぜ出生後 18 月未満の乳幼児の利用に注意が必要なのか、なぜ特定製品の広告規制が設けられているのか、使用者が確認できるような注意を促してください。安全な製品作りに真摯に取り組む事業者を見分けられるような啓発と文言を望みます。	